

火薬類保安経済産業大臣表彰選考基準

制定	20120919商第57号
	平成24年9月19日
改正	20140528商第31号
	平成26年6月13日
改正	20160609商第12号
	平成28年7月20日
改正	20220224保第6号
	令和4年3月11日

火薬類保安経済産業大臣表彰（以下「経済産業大臣表彰」という。）の選考に当たっては、火薬類保安経済産業大臣表彰実施要領（平成24年9月19日付け20120919商第57号）（以下「実施要領」という。）に基づき、下記により審査し、推薦書（添付書類を含む。）を勘案の上、被表彰者を選考する。

記

1. 基準の運用

(1) 保安功労者（実施要領3. (1)の区分(ニ)に該当するものを除く。）・優良従事者・優良事業所の表彰候補者

産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。以下同じ。）は、都道府県知事等から推薦を受けた表彰候補者及び自ら推薦する表彰候補者について、公益社団法人全国火薬類保安協会は、自ら推薦する表彰候補者について、実施要領で定めた表彰の種類ごとに3. で定める審査項目別の配点により採点し、その結果を添えて、合計点が高いものから推薦順位を付すものとする。

また、4. で定める最低点数に満たないもの及び採点の結果が次のいずれかに該当するものは、推薦対象外とする。

- ・「保安功労者」及び「優良従事者」に関して、別表の審査項目の①、②（合計点とする。）のいずれかが0点のもの、又は⑤に否の判定があるもの。
- ・「優良事業所」に関して、別表の審査項目の②（合計点とする。）が0点のもの、又は⑤に否の判定があるもの。

なお、公序良俗に著しく反する事実がある場合は、推薦対象外とすることができる。

(2) 保安功労者（実施要領3. (1)の区分(ニ)に該当するもの）の表彰候補者

産業保安監督部長は、都道府県知事等から推薦を受けた表彰候補者及び自ら推薦する表彰候補者について、公益社団法人全国火薬類保安協会は、自ら推薦する表彰候補者について、災害を未然に防止した等の功績等の観点から審査し、その結果を添えて、実施要領3. (1)の区分(イ)から(ハ)までに該当する表彰候補者とは別に、推薦順位を付すものとする。

なお、公序良俗に著しく反する事実がある場合は、推薦対象外とすることができる。

2. 選考の基準となる時点

原則として経済産業大臣表彰が実施される年の4月1日時点を基準とすること。

3. 審査の配点（1. (1)に掲げる表彰候補者に限る。）

表彰の種類ごとの審査項目別の配点は別表のとおりとする。

4. 表彰の最低基準点等（1. (1)に掲げる表彰候補者に限る。）

(1) 最低基準点

審査最低基準点は、70点満点中50点とする。

(2) 同点位の取扱い

同一の表彰の種類において同点であるときは、個人にあっては年齢が高い者、事業所にあっては製造（取扱）年数が多いものを推薦順位の高位とする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年9月19日から施行する。
- 2 火薬類保安経済産業大臣表彰選考基準（平成18・08・17原第9号）は、廃止する。

附 則（20140528商第31号）

この規程は、平成26年6月13日から施行する。

附 則（20160609商第12号）

この規程は、平成28年7月20日から施行する。

附 則（20220224保第6号）

この規程は、令和4年3月11日から施行する。

(1) - 1 保安功労者（実施要領3. (1)の区分(イ)に該当するもの）

審査項目	配点基準	配点
① 経験年数 (火薬類保安関係の職務に従事した年数に限る。)	45年以上 40年以上45年未満 35年以上40年未満 30年以上35年未満 25年以上30年未満 20年以上25年未満 15年以上20年未満 10年以上15年未満 10年未満	20点 18点 16点 14点 12点 10点 8点 6点 0点
② 保安に関する功績	別添1により、配点する。	30点 ～0点
1) 保安管理に係る実績		(10点 ～0点)
2) 保安教育に係る実績		(10点 ～0点)
3) 保安行政への協力に係る実績		(10点 ～0点)
③ 表彰又は感謝状等（以下「表彰等」という。）の受賞歴（当該表彰と同じ種類に限る。）	産業保安監督部長表彰等 知事表彰等 公益社団法人全国火薬類保安協会会長表彰等 一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会会長表彰等火薬類関係保安表彰 特になし	10点 4点 4点 2点 0点
④ 推薦機関の推薦実績	過去6年間に経済産業大臣表彰に推薦されたことがある。 特になし	5点 0点
⑤ 火薬類取締法に係る事故及び法令違反（本人に起因するものに限る。ただし、役員等責任のある立場の場合は対象とする。）	所属する事業所において過去10年間に、火薬類取締法第46条第1項第1号に規定する災害のうちA級若しくはB1級事故があった場合又は火薬類取締法違反により命令、取消し、罰則等の処分若しくはそれに類するものが2回以上あった場合は否とする。 所属する事業所において過去10年間に火薬類取締法第46条第1項第1号に規定する災害のうち、C1級事故がある。 所属する事業所において過去5年超～10年以内に火薬類取締法違反により命令、取消し、罰則等の処分若しくはそれに類するものがある。	-10点 -10点
⑥ 他の模範となるもの	他の経済産業省の大臣表彰又は長官表彰等を受けている。 他の経済産業局長表彰等を受けている。 他省庁の大臣表彰又は長官表彰等を受けている。 他の都道府県知事表彰等を受けている。 他の公的機関の表彰等を受けている。 特になし	5点 3点 3点 2点 1点 0点

注1：③及び⑥については、同一の審査項目において最も高い点数を配点するものとし点数の加算は行わない。

注2：③において、原子力安全・保安院長表彰、経済産業局長表彰及び通商産業局長表彰については、産業保安監督部長表彰と同等とする。

注3：⑥において、公的機関には独立行政法人、公益法人（③の表彰等に係るものを除く。）及び学会が含まれる。

(1) - 2 保安功労者（実施要領3. (1)の区分(ロ)に該当するもの）

審査項目	配点基準	配点
① 経験年数 (火薬類保安関係の職務に従事した年数に限る。)	45年以上 40年以上45年未満 35年以上40年未満 30年以上35年未満 25年以上30年未満 20年以上25年未満 15年以上20年未満 10年以上15年未満 10年未満	20点 18点 16点 14点 12点 10点 8点 6点 0点
② 保安に関する功績	別添2により、配点する。	30点 ～0点
1) 火薬類の学識経験に関する実績		(10点 ～0点)
2) 火薬類の保安技術に関する実績		(10点 ～0点)
3) 保安行政への協力に係る実績		(10点 ～0点)
③ 表彰又は感謝状等（以下「表彰等」という。）の受賞歴（当該表彰と同じ種類に限る。）	産業保安監督部長表彰等 知事表彰等 公益社団法人全国火薬類保安協会会長表彰等 一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会会長表彰等火薬類関係保安表彰 特になし	10点 4点 4点 2点 0点
④ 推薦機関の推薦実績	過去6年間に経済産業大臣表彰に推薦されたことがある。 特になし	5点 0点
⑤ 火薬類取締法に係る事故及び法令違反（本人に起因するものに限る。ただし、役員等責任のある立場の場合は対象とする。）	所属する事業所において過去10年間に、火薬類取締法第46条第1項第1号に規定する災害のうちA級若しくはB1級事故があった場合又は火薬類取締法違反により命令、取消し、罰則等の処分若しくはそれに類するものが2回以上あった場合は否とする。 所属する事業所において過去10年間に火薬類取締法第46条第1項第1号に規定する災害のうち、C1級事故がある。 所属する事業所において過去5年超～10年以内に火薬類取締法違反により命令、取消し、罰則等の処分若しくはそれに類するものがある。	-10点 -10点
⑥ 他の模範となるもの	他の経済産業省の大臣表彰又は長官表彰等を受けている。 他の経済産業局長表彰等を受けている。 他省庁の大臣表彰又は長官表彰等を受けている。 他の都道府県知事表彰等を受けている。 他の公的機関の表彰等を受けている。 特になし	5点 3点 3点 2点 1点 0点

注1：③及び⑥については、同一の審査項目において最も高い点数を配点するものとし点数の加算は行わない。

注2：③において、原子力安全・保安院長表彰、経済産業局長表彰及び通商産業局長表彰については、産業保安監督部長表彰と同等とする。

注3：⑥において、公的機関には独立行政法人、公益法人（③の表彰等に係るものを除く。）及び学会が含まれる。

(1) - 3 保安功労者（実施要領3. (1)の区分(ハ)に該当するもの）

審査項目	配点基準	配点
① 経験年数 (火薬類保安関係の職務に従事した年数に限る。)	45年以上 40年以上45年未満 35年以上40年未満 30年以上35年未満 25年以上30年未満 20年以上25年未満 15年以上20年未満 10年以上15年未満 10年未満	20点 18点 16点 14点 12点 10点 8点 6点 0点
② 保安に関する功績	別添3により、配点する。	30点 ～0点
1) 保安管理に係る実績		(10点 ～0点)
2) 災害防止に係る実績		(10点 ～0点)
3) 保安行政への協力に係る実績		(10点 ～0点)
③ 表彰又は感謝状等（以下「表彰等」という。）の受賞歴（当該表彰と同じ種類に限る。）	産業保安監督部長表彰等 知事表彰等 公益社団法人全国火薬類保安協会会長表彰等 一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会会長表彰等火薬類関係保安表彰 特になし	10点 4点 4点 2点 0点
④ 推薦機関の推薦実績	過去6年間に経済産業大臣表彰に推薦されたことがある。 特になし	5点 0点
⑤ 火薬類取締法に係る事故及び法令違反（本人に起因するものに限る。ただし、役員等責任のある立場の場合は対象とする。）	所属する事業所において過去10年間に、火薬類取締法第46条第1項第1号に規定する災害のうちA級若しくはB1級事故があった場合又は火薬類取締法違反により命令、取消し、罰則等の処分若しくはそれに類するものが2回以上あった場合は否とする。 所属する事業所において過去10年間に火薬類取締法第46条第1項第1号に規定する災害のうち、C1級事故がある。 所属する事業所において過去5年超～10年以内に火薬類取締法違反により命令、取消し、罰則等の処分若しくはそれに類するものがある。	10点 4点 4点 2点 0点 -10点 -10点
⑥ 他の模範となるもの	他の経済産業省の大臣表彰又は長官表彰等を受けている。 他の経済産業局長表彰等を受けている。 他省庁の大臣表彰又は長官表彰等を受けている。 他の都道府県知事表彰等を受けている。 他の公的機関の表彰等を受けている。 特になし	5点 3点 3点 2点 1点 0点

注1：③及び⑥については、同一の審査項目において最も高い点数を配点するものとし点数の加算は行わない。

注2：③において、原子力安全・保安院長表彰、経済産業局長表彰及び通商産業局長表彰については、産業保安監督部長表彰と同等とする。

注3：⑥において、公的機関には独立行政法人、公益法人（③の表彰等に係るものを除く。）及び学会が含まれる。

(2) 優良従事者

審査項目	配点基準	配点
① 経験年数 (火薬類保安関係の職務に従事した年数に限る。製造事業所にあつては、実施要領で定める計算式により換算した年数とする。)	45年以上 40年以上45年未満 35年以上40年未満 30年以上35年未満 25年以上30年未満 20年以上25年未満 15年以上20年未満 10年以上15年未満 10年未満	20点 18点 16点 14点 12点 10点 8点 6点 0点
② 保安に関する功績	別添4により、配点する。	30点 ~0点
1) 保安管理に係る規程類の遵守に係る実績		(10点 ~0点)
2) 保安に係る積極的熱意 a) 保安教育、訓練等		(10点 ~0点)
b) 改善指導等		(10点 ~0点)
③ 表彰又は感謝状等(以下「表彰等」という。)の受賞歴(当該表彰と同じ種類に限る。)	産業保安監督部長表彰等 知事表彰等 公益社団法人全国火薬類保安協会会長表彰等 一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会会長表彰等火薬類関係保安表彰 特になし	10点 4点 4点 2点 0点
④ 推薦機関の推薦実績	過去6年間に経済産業大臣表彰に推薦されたことがある。 特になし	5点 0点
⑤ 火薬類取締法に係る事故及び法令違反(本人に起因するものに限る。ただし、役員等責任のある立場の場合は対象とする。)	所属する事業所において過去10年間に、火薬類取締法第46条第1項第1号に規定する災害のうちA級若しくはB1級事故があった場合又は火薬類取締法違反により命令、取消し、罰則等の処分若しくはそれに類するものが2回以上あった場合は否とする。 所属する事業所において過去10年間に火薬類取締法第46条第1項第1号に規定する災害のうち、C1級事故がある。 所属する事業所において過去5年超~10年以内に火薬類取締法違反により命令、取消し、罰則等の処分若しくはそれに類するものがある。	-10点 -10点
⑥ 他の模範となるもの	他の経済産業省の大臣表彰又は長官表彰等を受けている。 他の経済産業局長表彰等を受けている。 他省庁の大臣表彰又は長官表彰等を受けている。 他の都道府県知事表彰等を受けている。 他の公的機関の表彰等を受けている。 特になし	5点 3点 3点 2点 1点 0点

注1：③及び⑥については、同一の審査項目において最も高い点数を配点するものとし点数の加算は行わない。

注2：③において、原子力安全・保安院長表彰、経済産業局長表彰及び通商産業局長表彰については、産業保安監督部長表彰と同等とする。

注3：⑥において、公的機関には独立行政法人、公益法人(③の表彰等に係るものを除く。)及び学会が含まれる。

(3) 優良事業所

審査項目	配点基準	配点
① 火薬類製造若しくは取扱いの年数	40年以上 35年以上40年未満 30年以上35年未満 25年以上30年未満 20年以上25年未満 15年以上20年未満 10年以上15年未満 10年未満	10点 9点 8点 7点 6点 5点 4点 3点
② 保安に関する功績	別添5により、配点する。	40点 ～0点
1) 施設等に係る保安上の措置		(10点 ～0点)
2) 保安管理に係る実績		(10点 ～0点)
3) 保安教育の実施状況		(10点 ～0点)
4) 保安に係る積極的熱意		(10点 ～0点)
③ 表彰又は感謝状等（以下「表彰等」という。）の受賞歴（当該表彰と同じ種類に限る。）	産業保安監督部長表彰等 知事表彰等 公益社団法人全国火薬類保安協会会長表彰等 一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会会長表彰等火薬類関係保安表彰 特になし	10点 4点 4点 2点 0点
④ 推薦機関の推薦実績	過去6年間に経済産業大臣表彰に推薦されたことがある。 特になし	5点 0点
⑤ 火薬類取締法に係る事故及び法令違反	事業所において過去10年間に、火薬類取締法第46条第1項第1号に規定する災害のうちA級若しくはB1級事故があった場合又は火薬取締法違反により命令、取消し、罰則等の処分若しくはそれに類するものが2回以上あった場合は否とする。 事業所において過去10年間に火薬類取締法第46条第1項第1号に規定する災害のうち、C1級事故がある。 事業所において過去5年超～10年以内に火薬類取締法違反により命令、取消し、罰則等の処分若しくはそれに類するものがある。	 -10点 -10点
⑥ 他の模範となるもの	他の経済産業省の大臣表彰又は長官表彰等を受けている。 他の経済産業局長又は通商産業局長表彰等を受けている。 他省庁の大臣表彰又は長官表彰等を受けている。 他の都道府県知事表彰等を受けている。 他の公的機関の表彰等を受けている。 特になし	5点 3点 3点 2点 1点 0点

注1：③及び⑥については、同一の審査項目において最も高い点数を配点するものとし点数の加算は行わない。

注2：③において、原子力安全・保安院長表彰、経済産業局長表彰及び通商産業局長表彰については、産業保安監督部長表彰と同等とする。

注3：⑥において、公的機関には独立行政法人、公益法人（③の表彰等に係るものを除く。）及び学会が含まれる。